



月報

1

## 全年協

(46. 1. 1. &amp; 49. VOL 5)

## 新年号

【年頭所感】 食品問屋のグループ化の提唱 (会長浅井二郎)	1
12月の行事	3
◇製造工場缶マークに関する日缶協との有志懇談会	4
◇食品業公正取引協議会懇談会	6
◇チクロ訴訟の可能性について釘沢弁護士の見解	11
◇チクロ金融救済措置について	12
缶詰共同宣伝	15
◇(果実野菜飲料缶詰錫溶出防止対策委員会)を結成	17
◇(第2回)果実野菜飲料缶詰ヌズ溶出防止対策委員会	21
◇(日缶協)第37回市販缶詰開缶リサーチ	24
◇(日缶協)公共料金委員会	24
◇(第4回)アスパラ缶詰の褪色見方会	25
関係団体報知	28
会員消息	28
事務局報知	31

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通8丁目8番地

八重洲通ビル 7階

電話 東京(278)9278・9289番

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
年頭所感  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 食品問屋のグループ化の提唱



全国缶詰問屋協会

会長 浅井二郎

明けましておめでとうございま  
す。

私は過去の実感において1970年  
程短く感じた年はなく、もう1  
971年の新春を迎えるのかと  
思いを新らたにしております。

昨年はチクロ問題で1年中業界は悩まされました。しかし、その中にわれわれは大きな力を発見致しました。それは業界が団結し一つの方向に行動することあります。チクロ問題の終結が好結果に終ったことはそのことを物語っております。

われわれ問屋は本年こそ缶詰のイメージアップを図り、缶詰取引の新秩序を造らねばならないと考えます。私どもの食品流通業界には経済の高度成長がもたらした人件費高騰によって企業経営の抜本的合理化が要求されております。昨秋発刊された神戸大学占部都美教授の著書の一節に「70年代における日本の企業経営の最大の課題は、直面する人件費の危機にどのように対処して行くか、どのようにして省力革命を行なっていくかにあると言っても過言ではない」と論破しております。この見解に対しては私も全く同感であります。また、多くの経済専門家の見解として賃金は5年後には現在の2倍乃至2倍半になると想定しております。業界の多くの經

営者は現在の賃金でも経営に苦悩を続けているのに5年後に更に2倍乃至2倍半になるとと言われたら、やりようのない気持になると思われるが、このことは避けることのできない経済現象なのであります。

かかる経済情勢においてわれわれ食品問屋はどう対処せねばならぬか、このことが食品問屋経営者に与えられた新年の課題なのであります。経営者の皆さんのがこの課題に取り組もうとするならば、まず考え方の180度の転換を前提条件とすることを理解せねばならないと思っております。それは低賃金が日本の会社の過去の国際競争力を支え、日本経済の高度成長をもたらす有力な要因であったが、その低賃金はいつのまにか過去の物語りになったことを認識することできます。しかしながら古い慣習のなかに住みなれた人間は、その事態に目ざめ抜本的な変改をなし遂げようとしているものであります。食品問屋経営者に与えられた課題に応える方途はこの難問を乗り越えることにあると確信するものであります。さりとて多くの食品問屋企業には歴史的な背景と伝統もあり、簡単に割り切れぬ事情があることは理解できるが、挙手傍観では通り抜けできる時代ではないのであります。それなら食品問屋は打つ手はないのであろうか、問屋企業は夫々の立場に立ってよく考えるべきであると思います。食品問屋にも繁栄の途は開かれています。食品問屋グループ化それはいまわれわれに残された最良の方途ではないかと思われます。

以上

**12月の行事一覧表**

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
製造工場缶マークに関する日缶協との有志懇談会	12月 8日	10.00~12.00時	日 缶 協 マーガリン 公正取引協議会	(全缶協) 橋田規格部 会長、北田 専務他5名 消費者3団 体公取委業界 10団体
食品業公正取引協議会懇談会	12月 8日	13.30~16.00時		
釣沢弁護士意見聴取	12月 9日	10.30~11.30時	釣沢法律事務所	北田専務
「果実野菜飲料缶詰錫溶出防止対策委員会」を結成	12月10日	15.00~17.00時	食品産業センター	

[12月17日通商産業省告示第778号により缶詰製造業は倒産関連保証による特例の適用を受ける。]

(第4回)アスパラ缶詰の褪色見方会	12月18日	10.00~11.30時	缶詰検査協会	(全缶協) 中山副会長 萩原蔬菜副部会長他4名
果実野菜飲料缶詰錫溶出防止対策委員会	12月22日	13.30~	食品産業センター	
食品加工団体「砂糖減税問題」打合会	12月28日	12.00~	全国ビスケット会館	

**46年1月の業界行事予定**

(第9回)缶詰業界新年名刺交換会	1月 5日	11.30~12.30時	パレスホテルローズルーム	
東京都食品卸同業会賀詞交換、総会、新年宴会	1月 6日	16.00~	帝国ホテル本館	
中部食料品問屋連盟新年名刺交換会	1月 5日	13.00~	名古屋キャッスル	
大阪食品業界新春名刺交換会	1月 5日	11.00~13.00時	太閤園	

## 製造工場缶マークに関する 日缶協との有志懇談会

日 時 昭和45年12月3日 10:00~12:00時  
場 所 日本缶詰協会 会議室  
内 容 製造工場缶マークに関する件  
出 席 [日缶協側] 平野常務理事他 大手水産メーカー  
[全缶協側] 橋田規格部会長、北田専務理事他 5名

### ※ 懇 談 会 の 概 要

製造工場缶マークに関してはようやく日缶協、全缶協間の歩み寄りが見られ、工場缶マーク整備のための実務を推進していく段階に入り、次のような作業が進められることとなつた。



1. 日缶協、地方団体（各県缶協）で会員、非会員の都道府県別工場缶マーク一覧表を作成。（12月中を目標）
2. 厚生省、各都道府県と連絡をとり非会員をリストに追加する。
3. 都道府県別一連番号制による番号付の方法（1・3番、4・2番、4・9番等の敬遠番号は初めから欠番にするか、希望によって欠番にする。）についてはさらに検討する。
4. 実施時期は一応47年4月1日を目標にとの意見が多かつたが、別途みかん缶詰等の切換時期を考慮したらどうかとの声もありこの件に関しては刻印の作成能力（時間的にどうか）検討したうえで決定することになつた。
5. 製造工場缶マークの簡素化の方針に関する文書は厚生省環境衛生局長、農

林省経済局長宛に日缶協、全缶協連名にて申入れを行なうことが話し合われ一応の案として次の文案が示されたが、両協会でさらに煮詰めたうえで提出することになった。

厚生省環境衛生局長

浦 田 純 一 殿

日 缶 協 会 長 名

全 缶 協 会 長 名

## 製造所個有の記号の整理について

拝啓 いよいよご清栄のことおよろこび申しあげます。

平素より私ども業界に対しては、種々ご高配を煩しありがたく御礼申しあげます。

さて、かねてよりご指示いただいておりました表記については、日本缶詰協会および全国缶詰問屋協会の理事会においてそれぞれつぎのとおり方針を決定いたしましたのでご報告申しあげます。なお、本件については来春開催予定の両団体の総会に付議の上正式に決定いたしますので、ご高含の上よろしくお取計り願います。

まづは右ご報告かたがたお願ひまで

敬 具

### ○ 製造所個有の記号の整理について

#### 1. 方 針

- 1) 製造所個有の記号と都道府県別一連番号による記号について。1製造所につき各1ヶに限り認める。
- 2) 製造所個有の記号は、ローマ字またはローマ字とアラビア数字の組合せによるものとする。但し、5文字以内とする。
- 3) 都道府県別一連番号による記号は、都道府県を表わすローマ字の2文字の組合せによる記号を冠した製造所を表わす2ヶタのアラビア数字による一連番号とする。  
ただし、都道府県を表わす記号は漁船法施行規則（昭和25年8月12日、農林省令第95号）により定められたものを準用する。

## 2. 実施時期

昭和47年4月1日（予定）

## 食品業公正取引協議会懇談会

- 日 時 昭和45年12月8日 13:30～16:00時
- 場 所 マーガリン公正取引協議会 会議室  
中央区日本橋浜町3-30 TEL 666局 6159
- 議 題 1. 「純」「純生」「純粹」「純良」「ピュア」「天然」「自然」等の用語の解釈と表示について  
2. その他
- 出 席 〔消費者団体〕
- 日本消費者協会 金森房子氏  
消費科学連合会 戸田つる氏

日本消費者連盟創立委員会 岩田友和氏

〔公取委事務局〕 中村景表課長、松浦係長

〔業界側〕 食品業公正取引協議会懇談会（20団体で構成）

缶詰、マーガリン、牛乳、味噌、ハチミツ、ソース、ラーメン等10団体

## ※ 懇 談 会 の 概 要

この懇談会は12月例会として開かれたものであり、消費者団体3団体を招き「純生」「純粹」等これに類する表示についての意見を聴取し。今後もこの懇談会を活用して消費者団体と接触を保つていくための話し合いがなされた。消費者3団体の見解はいづれも「純生」等に類する表示は消費者を欺瞞したものが多いのでこうした表示には反対であるとの一致した発言があり、現在この種の表示が氾濫しているのでこれを是正してもらいたいとの意向であつた。業界としては今後全食品業界が一致して、例えば「公正マーク」を設定するなど、よい方法を検討することになった。

☆

☆

☆

### 消費者団体の「純生」等に対する主な発言内容

#### 金森房子氏

「従来こういう言葉は使われておらず。こゝ2年位前から使われ始めた。これは正当でない材料を使用したものとそれを区別するために使われるようになつたもので、その動機は好ましくない。またこうした言葉は耳になれないし、区別できないので原則として歓迎できない纖維の場合「純毛」の使用は法律で許されており「95%以上」と併記してもよいとされている。

食品の場合でも定義がはつきりとしていればよいが、原則がはつきりしていないのに各社が勝手に表示するということはよくない。いま非常に混乱しており、純正食品コーナーを設けたデパートの担当者からその解釈を聞くと不必要的添加物を使わない食品といつたことであつた。

「天然」ということはもともと自然のものであり、人工栽培のものやまして加工食品に使用することはおかしい。「純」「純粹」という表示を特にしていること自体おかしく。もともと食品は「純粹」でなければいけないはずである。これを特に使うということはそれ以外の食品が本物のような顔をしているからだと解釈している。

食品業界が横の連絡がとれるようになつたことはよいことで、食品全体の方向を決めて足並みを揃えてやつてもらいたい。」

### 戸田つる氏

「金森さんの意見と全く同意見である。定義づけは全食品によつては決められず。それぞれ単品で決めるべきである。「純正」といつたような表示はやはり消費者が目安にし、よい物と思うわけで。こうした表示の使用は慎重にしなければならない。酸化防止剤を使つていなければ消費者に判りやすく酸化防止剤を使つていないということを書けばよくあいまいな言葉をもつて印象づけるのは不親切である。業者は消費者にいかに買わせるかといつたことに力を入れているが、食べてみてうまければまた買うが、一度買つて悪ければもう二度と買わない。この点をもつと業者が真剣に考えるべきである。」

### 岩田友和氏

「いつも表示問題で悩まされている。これは個々により違うわけで、なにを基準におき、なにを対象にしたらよいかわからない。消費者としてはこ

の種の表示は判りにくい。しかし印象としてはよいものとの感じを受けるので業界が整理してもらわないと困る。これがだんだんエスカレートして“スタミナ食品” “原始食品” “保健食品” “健康食品” 等いろいろな食品に使われている。

どんどん新語が生れていき数限りなくなつて。しまいには消費者があきれてしまい、折角業界が基準を設けても相手にしなくなる。食品は安心して食べられるということが第一条件であり消費者はまじりつけのないものを求めている。いまだに食品のなかに“宮内庁御用達” “農林大臣賞受賞” 等といつているがこれは昔の感覚であり。こうした表示はナンセンスで出来るだけこういう競争はしてもらいたくない。

牛乳ではすでに公正マークが付けられているが、一般食品にも食品業公正取引協議会が保証するといつたマークに類するものの方がスッキリする。業界がなんとかよい方法で基準を設けこれに違反する企業、アウトサイダーは、われわれ民間団体に知らせてもらえばいま民間団体の発言が強く、そうした企業もいうことをきかざるを得なくなる。「純粋」とかあいまいな言葉をもつて表現することは不親切であり、宣伝にしても正しい情報の提供をすべきである。表示等について業界がこうしたいんだという意見があれば、公取委の機関として表示改善協議会があり、民間からも委員をしており、業界から民間団体にあらかじめ知らせるべきだ。

食品行政が公取委、農林省、厚生省といつたバラバラ行政で業者以上に消費者は困っている。われわれは何度も改正を要求しているが、改善されず、現在の繩張り争いのなかでともかく表示に関しては公取委、食品衛生に関しては厚生省、規格については農林省の管轄であると理解している。先程のテレビ宣伝にもどるが、ポンカレーに新鮮な野菜がタップリという宣伝をしているが、新鮮、タップリ、目一杯とかの宣伝文句は困る。国民生活審議会にもつと広告に関する事項をうたいこめと要求しており、必要

特定の表示事項に折り込んでいくことになろう。

結論として「純粹」等これに類する表示は出来るだけ使わないではしい。

もし使うのであれば公取委の諒解をとりつけたうえで使つてもらいたい。」



このあと、それぞれの食品業界の立場から意見を述べ。これに対する消費者団体の見解を聞いたが、特に缶詰に関する消費者団体からの苦情、要望といつものではなく、他の食品に比べ概して缶詰は問題が少ないという消費者団体の見方であるように見受けられた。

懇談会の最後に公取委、事務局、中村景表課長から、次のような挨拶があつた。「明らかに不当表示であるということであればすぐにでき排除命令をだし、改めさせることが出来るが、「純粹」等に類する表示は難問であり、食品の種類によつて違うので一概に決めかね延び延びとなつてゐる。公取委事務局も能力的に十分でないが、決して放置してはいたわけではない。

先程、岩田氏から提案されたように表示改善協議会で検討するようになつたが、先づ業界の方から検討してまとまつたところで方向づけたいと考えている。」



食品業公正取引協議会懇談会が消費者団体等を招き会合を持つような場合には、食品産業センターが共催のかたわら開催してもらえないかとの要望が同センターから来ている。この場合、会場の斡旋、会場費、謝礼金等は、同センターが支払いたいとしている。これに対して懇談会の姿勢としてはイニシヤチフをとられなければ特に支障はなかろうという見解であつた。

## チクロ訴訟の可能性について て釣沢弁護士の見解

北田専務理事は12月9日釣沢法律事務所を訪問し、①チクロ訴訟の可能性、②団体が訴訟出来ない理由、③個々訴訟の場合の手續方法等について、釣沢弁護士の見解を聴取したがその要旨は下記の通りである。

### 1. 訴訟問題について

缶詰が9月末まで6ヵ月猶予期間が延長されたことは理屈を抜きにして裁判官の心証としては業界に不利な判定を下す要素が強く、チクロ無害であることを立証されない限り、国家公務員の故意又は過失による措置と認めることは困難であり、従つて国家賠償法（国の過失行為）に基づく損害賠償請求訴訟は難しい。残る方法として、憲法第29条3項に基づく損失補償請求訴訟ということしかないと考える。

### 2. 憲法第29条3項に基づく損失補償請求訴訟について

憲法第29条3項は「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる。」となつております。チクロ食品は政府行政の措置によつて販売してはいけなくなつたのであるから、国が損害を与えたことは事実である。従つて訴訟を持ち込むことは可能であるが、損害を蒙つたものはあくまでも個人会社単位であり団体訴訟は当を得ていない。

### 3. その手續等について

損失補償請求訴訟の場合時効は大体3年。（国家賠償＝国家の不法行為には3年という規定がある。損失補償もこれに準じると考えた方が良策である。）訴訟は個人またはグループのいずれであつたとしても同じ取り扱い

を受け、その判決に与える影響は全く変わらない。訴訟の勝敗については弁護士によつて見解も違うと思うが、私は5：5と考える。なお国家賠償は不可能であるとしても損失補償請求訴訟に当つて戦術的に国家賠償の希望がある旨うたい込むこともよいと思う。

#### 4. 裁判による経費、判決までの見通しについて

損失訴訟の場合、損失額を明確にしなければならないが、例えば実損は500万円だが、損失請求は一時請求として100万円（後日3年以内に追加請求も可能。）を訴えることが出来る。そしてこの裁判に要する経費は損失請求額の5分が印紙代、弁護士報酬は着手金（前払）を支払う。勝訴となつた場合平均して損失請求額の1割（額が小額の場合は1割2分～3分）判決までに要する期間は一審だけで2～3年、国が相手であり、その点政府としては一審で敗訴を認めることは考えられずおそらく最高裁までもち込むであろうから7～8年は十分かかるとみなければならない。二審となれば若干の手数料が必要である。

なお国家が金融等の救済措置をとつたとしてもそのことが直接裁判に何等かの影響を与えるということはない。また融資を受けた企業でも訴訟に支障はない。

#### チクロ金融救済措置について

チクロ使用禁止により蒙つた損失に対し全缶協は救済措置について陳情等の運動を日缶協と共に展開してきたが、農林省は政府が何等かの救済措置を講ずるにしてもチクロ入り食品の生産販売にわたる実態調査をまず行なつたうえ検

討する必要があるとして、その調査依頼を日缶協、全缶協に寄せてきた。全缶協では10月1日付理発第48号をもつて各会員に「チクロ入り食品販売業実態調査」について依頼したところ、実際に回答が得られたのは28社にとどまつた。

全缶協事務局は回収困難な実情を農林省に説明、農林省はこの28社の資料をもとに作業を進め中小企業庁に対し金融救済措置についての折衝を重ね、ようやく12月17日付通商産業省告示773号により缶詰製造業（ブランド所有の問屋は製造業者とみなす）は倒産関連保証による特例の適用を受けることになつた。



本措置（倒産関連保証による特例の適用）の指定基準および認定基準は中小企業であり、チクロ製品が総売上高中20%以上で、かつ当該年度が欠損であること、または売上高及び利益が前年度に比して減少している企業ということであり、全缶協会員は2社のみ該当するということになつた。

通商産業省告示及び通達は次の通り。

○ 通商産業省告示第773号

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項第2号の規定に基づき、同号の事業活動の制限を次のように指定する。

昭和45年12月17日

通商産業大臣 宮 沢 喜 一

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年厚生省令第32号）および食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（昭和45年厚生省令第1号）の施行に伴い実施する次の制限

かん詰またはびん詰食品の卸売業者が実施しているサイクラミン酸ナトリウムまたはサイクラミン酸カルシウム入りかん詰またはびん詰食品に係る販売の

## 制限

### 附 則

この告示は、昭和45年10月1日から適用する。

中小企業信用保険法第2条第4項第2号に基づくサイクラミン酸ナトリウムまたはサイクラミン酸カルシウム入りかん詰またはびん詰の取引制限の指定基準および認定基準

昭和44年5月1日決定の「中小企業信用保険法第2条第4項の指定基準および認定基準」にかかわらず、次のとおり定める。

#### (1) 事業活動の制限の指定基準

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年厚生省令第32号）および食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（昭和45年厚生省令第1号）の施行に伴い実施する次の制限  
かん詰またはびん詰食品の卸売業者が実施しているサイクラミン酸ナトリウムまたはサイクラミン酸カルシウム入りかん詰またはびん詰食品に係る販売の制限

#### (2) 市町村長等の認定基準

昭和45年9月30日現在において、かん詰またはびん詰の製造を行なっていた中小企業者であつて、当該中小企業者の昭和44年9月30日以前

1年間の取引依存度（總売上高に対するサイクラミン酸ナトリウムまたはサイクラミン酸カルシウム入りかん詰またはびん詰の売上高割合）が20%以上であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であること。

1. 昭和45年9月30日以前1年間において損益計算上損失を生じていること。
2. 昭和45年9月30日以前1年間の總売上高および純利益が昭和44年9月30日以前1年間に比し、それぞれ減少していること。  
(なお、本指定基準に基づき、通商産業大臣が行なう指定の告示は、指定1年後にこれを廃止するものとする。)

## 缶詰共同宣伝

### 〔缶詰料理講習会〕

12月中の缶詰料理研究会は次の日程で開催された。

#### ※ 農協中央会

12月 5日	岐阜県農村青年研修会
12月11日	城西農協
12月18日	国立市農協（国立市）
12月18日	国立市農協富士見台支店（国立市）
12月23日 (予定)	滋賀県

#### ※ 企 業 体

12月9日(水) 日通宇都宮市アセツキンクススクール

※ 消費者団体(予定)

12月21日～25日 主婦会館料理教室

※ 学校関係

12月 5日 東京集団給食技術学校

12月16日～20日 東京銀座三笠クッキングスクール

※ 日本栄養士会

日本栄養士会の全国組織に対し缶詰料理講習会の開催方を依頼し、全国的に研修会、並びに講習会を開催する運びとなり、次の日程で行なわれた。

1) 缶詰料理普及研修会(地区栄養相談員・支部運営委員対象)

地区	開催地	実施日
東北	青森市	12月 4日
北陸	福井市	12月 5日
近畿	大津市	12月 8日
四国	徳島市	12月 8日
九州	熊本市	12月11日

2) 缶詰料理講習会(研修会参加者が講師となり実施) 全国400カ所  
(予定)

## 朝日女性教室

12月3日 静岡県富士宮市 静銀ホール

12月8日 栃木県足利市(北田専務理事出席 見学)

12月 9日 埼玉県浦和市 浦山会館

12月16日 国分寺市 公民館

## フルーツショー

小田急向ヶ丘遊園において第8回フルーツショーは9月26日より11月29日まで開催したが、缶詰業界（缶詰共同宣伝）協賛のパピリオン缶詰館において缶詰巻締実演（製缶協会提供。本年はニューデザインの貯金箱を巻締めて配布）、フルーツ缶詰の展示、立体パネル等の内容で盛会のうちに終了し、その反省会が12月8日18:00時から小田急デパート別館「豪華」において関係者が集まり開催された。席上主催者側（朝日新聞、小田急電鉄）から年を追うごとに入園者も増加したこと（これは初め天候に恵まれず出足が悪く心配されたが後半に天候も回復し、「第3回フルーツショー」への入園者は約45万人で過去2カ年間を上回る人員を記録した旨報告され、関係者に感謝の辞が述べられた。また朝日新聞社から日缶協、製缶協、全缶協にそれぞれ感謝状が贈られた。

## 「果実野菜飲料缶詰錫溶出防止 対策委員会」を結成

日 時 昭和45年12月10日 15:00～17:00時

場 所 食品産業センター 1階 会議室

議 題 ① 錫溶出防止対策委員会設置の件  
② 錫溶出防止対策の内容検討の件

最近果実野菜飲料缶詰の錫溶出量が許容量を上回り中毒事故が発生。しばしば報道機関に話題として取りあげられてきたが、農林省も事の重大性を憂慮。業界側もこのほど設立された「食品産業センター」の助力も得て「果実野菜飲料缶詰錫溶出防止対策委員会」を設け積極的に解決策に取り組むこととなり。関連団体、農林当局が相集まり初の打合せを行なつた。この日、全缶協、製缶協会、缶詰検査協会はオブザーバーとして出席したが、各団体とも委員会の設置については異存がなく、またメンバー構成については次の通り決定を見た。

日本缶詰協会、日本果汁協会、全国清涼飲料工業会、全国トマト工業会、日本果汁農協連、日本農産缶詰工業組合、雑輸入食品協会、日本製缶協会、全国缶詰問屋協会および食品産業センター。

事務局は日本缶詰協会内に置く。

各団体の事務局代表者による打合せの結果、大要下記の通りの対策を講ずることになつた。

- ① 果実野菜飲料缶詰で2～3年ものの市販品をピックアップし分析小委員会など各研究機関で分析調査を行なう。
- ② すでに一部で採用されている内面塗料缶の使用については今後、許される範囲の資料提供も得て塗料の安全性をも含め検討を進める。
- ③ 品質の管理、流通段階における扱い上の注意など衆知徹底する方法等を講ずる。
- ④ 輸入品についても同様の処置を取る必要があるとされ、今後の打合会には輸入商社協議会の出席を要請する。
- ⑤ 食品産業センターとも相談し、技術者に対する研修会等も考える。

以上の点についてさらに具体的に対策を進めるため年内もう一度打合会を開催

することを申し合せた。

なお農林省側から①製造年月日の缶の刻印を略記号でなくフル年月日に出来ないか。②不減インクによる製造年月日の採用はどうか。③シールの貼付について。④有効期限の記入についてはどうかなどの呼びかけがあり業界側の意見を求めていたが、①～④のいずれも賛成しかねる旨述べた。

今回通達の出された農林省農林経済局長および蚕糸園芸局長連名による『果実飲料かん詰のスズ溶出防止対策の強化について』の内容は別紙(写)の通りである。

45農経C第3527号

昭和45年12月4日

社団法人

日本缶詰協会会長 殿

農林省農林経済局長

農林省蚕糸園芸局長

## 果実飲料かん詰のスズ溶出 の防止対策の強化について

のことについて。かねてより下記事項に留意して製造するよう貴団体関係の認定工場および会員工場に対し指導するよう指示してきたところであるが、最近かんきつ果汁入り清涼飲料かん詰のスズ溶出による中毒事件が発生したことは、まことに遺憾である。

かかる事件がひんぱんに発生した場合、当該製品のみならず同種製品に

ついても消費者の不信感を招いて同業者に迷惑をおよぼし。ひいてはかん詰業界および果実飲料業界ならびに原料生産者に大きな影響を与えるおそれがある。

果実飲料かん詰溶出については、過去における経験に徹し、十分注意されていることと思うが、今回の事件の発生したことからかんがみ、貴団体におかれましては、下記事項に留意し、今後製品の製造過程において安全の確保に遺憾なきを期することはもとより、これまで軽視されがちな流通過程における品質の管理についても十分意を用い、かかる不祥事の再発生を防止するよう指導の強化に努められたい。

#### 記

1. 使用水が硝酸銀窒素を 1 p.p.m. 以上含む場合には、純水装置など適当な硝酸イオン除去装置により処理を行ない、硝酸態窒素が 1 ppm 以下であることを確認したうえで使用すること。
2. かん詰中の酸素の残存量と品温にスズ溶出を促進する要因があるので、製造に当たつてはかく拌などの工程で空気の混入ができるだけ最少限にとどめるよう注意するとともに、熱間満注方式により充てんし、充てん後密封 1 分以上横置してから、品温が 40°C 以下となるように急速に冷却すること。
3. 製造日ごとに「控え見本」を必ず保存し、スズ含有量の測定を 1 ヶ月、3 ヶ月後に実施し、スズ異常溶出の早期発見に努めること。
4. 果実飲料関連団体は、市販品の試買検査を実施して、スズ異常溶出の早期発見に努めること。

## (第2回)

# 果実野菜飲料缶詰スズ溶出防止対策委員会

日 時 昭和45年12月21日 13:30~16:00時

場 所 食品産業センター 会議室

議 題 1. 市販ジュースおよびドリンク缶詰の実態調査とスズ含有量の分析について

① 市販品の購入方法

② 分析の担当方法

③ 販売店における実態調査

2. 特殊塗装缶の適用について

3. 技術研修会の開催について

4. そ の 他

去る12月10日設立された「果実野菜飲料缶詰スズ溶出防止対策委員会」において市販缶詰を購入して分析調査するとともに技術者に対する研修会の開催などスズ溶出防止対策の大筋が決定されたが、この日の第2回目の委員会はこれらの対策を具体的に話し合うために開催されたものである。

## (市販品の購入方法)

対象品種は天然果汁、ドリンクス、ネクター、トマトジュースの4種

購入方法は輸出品検査所(全国7カ所)、日本缶詰検査協会(全国9カ所)

および日本果汁協会、果汁農協連、トマト工業会の指定機関においてJA  
S製品を買いあげる。

JAS製品以外のものについては、日本缶詰協会、日本製缶協会、日本農  
産缶詰工業組合が購入する。

購入総数は1点2缶づつとし600缶、6万円程度の経費を必要とするが、

この経費は購入した機関、団体においてそれぞれ負担する。

購入に当つては出来得る限り古いものを買い上げることとし、調査表(日缶協で早急に作成)を付する。

品種はなるべく広く買いあげることとし、原則としてその団体で検査したものはその団体において買い集めることになる。

なお輸入品については雑輸入食品協会にて購入するよう呼びかける。

購入期限は46年1月末日までとする。

#### ( 分析の方法 )

スズ含有の実態を知るのは早い方がよいが、分析設備をもつている果汁協会、日缶協、缶詰検査協会、果汁農協連、トマト工業会、製缶協会などの関連機関。団体は46年1月12日、日缶協において分析するに当つてまず担当者会を開き分析方法の統一を図ることとする。

分析費用は分析者が負担する。

#### ( 販売店における実態調査 )

大都市を対象に品名、店名、住所、調査日、経過日時、陳列場所、価格、その他必要項目を用意し、主として輸出検査所が担当し、これに市販品購入団体が協力するかたちを取る。

調査は缶詰の購入と同時に行ない、大体1都市3カ所程度とする。

#### ( 特殊塗装缶の適用について )

去る12月11日のスズ溶出分析小委員会の結果につき平野常務理事より報告があつた。大要下記の通り。

- ① スズ溶出量が150ppmを超える時期は何日ごろかを研究中だが、製造方法、品種、貯蔵方法によつてそれぞれ異なる。しかし研究結果

では例外的なものを除き先ず2年間は保証できると思う。これを過ぎると許容量をオーバーするおそれがある。

(2) 塗装缶への切換えについてはトマトは2年前から一部で採用しているが、オレンジジュースは現在テストの段階であり、1年を経過している程度で判つきりした裏付けがない。従つて香味、色沢等についても何分日が浅く可否の結論を出すには無理がある。

そこで各パッカーの自主的判断にまかせその実態を見ていくとともに関係団体としてはそれに併せ積極的にこの問題を取りあげ試験に着手してゆく方針である。

#### (技術研修会の開催について)

主催者は、食品産業センターとし、ブランド所有者に対する講義と、技術者に対する講義ならびに実技について2日間程度研修会を行なう。

講師やテーマ等に関しては1月2月4日に食品産業センターにおいて格付団体が相寄り準備委員会を開き検討する。

#### (その他)

製造年月を不滅インクで表示する件については高速プリンター等のカタログを取り寄せ一応前向きの姿勢で検討して見ることになった。

またジュース缶詰の販売店に対する教育についてはビラの作成を進めてはとの意見もあつたが、実態調査が済んでから検討することになり、この件は保留となつた。

なお分析結果の発表はあくまで委員会内部において行なわれ外部へは~~秋版~~いとされる。

但し、分析の結果許容量を超えているものがあれば防止対策委員会から当該者に通知がなされ、しかるべき対処してもらうことになつた。

## (日缶協) 第37回市販缶詰開缶リサーチ

日本缶詰協会では12月1日同会議室でたらばがに水煮11銘柄33缶、たらばがにフレーク水煮4銘柄、ずわいがに水煮18銘柄の開缶リサーチを開催したが、検査協会検査担当者から次のような審査概評があつた。

### [審査概評]

#### 1. たらばがに水煮

不合格の原因としてはブルーが全般的に多く、褐変しているものがあつた。調肉量が非常に少なくむしろたらばがにフレークの形態に近いものがあつた。

#### 2. たらばがにフレーク水煮

たらばがに水煮と同様にブルーがあげられるが、そのほか異物混入(毛髪)と、"ふし肉"をフレークと表示されていたもの(ふし肉としては良いものであつたが)が各1缶づつあつた。

#### 3. ずわいがに水煮

不合格の原因としてはブルーの甚しいものが最も多い。これについて肉質の団子状のもの、香味の劣るものが見られた。異物(毛髪)の混入しているもの、変敗しているもの各1缶づつあつた。夾雜物(えら、かに)の毛等の小さいものが残つていた。

## (日缶協) 公共料金委員会

日 時 昭和45年12月11日 10:00~11:30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

- 議 題
1. 港湾運送料金に関する件
  2. 国鉄貨物運賃公共政策割引に関する件
  3. 一般路線トラック運賃に関する件
  4. 普通倉庫荷役料金に関する件
  5. そ の 他

### ※ 委員会の概要

日缶協では公共料金委員会を開き、港湾運送料金、トラック運賃、倉庫荷役料金等の値上に關し第1回目の検討を行なつたが、全缶協はこの会合にオブザーバーとして出席した。

☆

☆

☆

今後の見通しとして、運輸省が調停に入つたことにより、値上げ問題ならびに年末の実力行使は、当面回避されたが、改めて通産・農林関係18団体と日本港運協会との間において料金改訂交渉に入ることとなるが、日本港運協会の発表している値上げ案平均2.7%アップは経済界の最近の情勢から判断して、交渉は相当長期にわたるものと考えられる。

### (第4回) アスパラ缶詰の褪色見方会

日 時 昭和45年12月18日 10:00~11:30時

場 所 日本缶詰検査協会 本部

内 容 アスパラ 缶詰の褪色試験結果について  
 出 席 (農産缶工組) 山内専務 他8名  
       (全 缶 協) 中山副会長、萩原蔬菜副部会長、植田氏。  
                   三戸氏、栗山氏、中沢。

### ※ 見方会の概要

昭和45年度産アスパラ ガス缶詰の褪色試験結果は過去第1回6月29日  
 (製造直後)、第2回7月29日(1ヶ月後)、第3回8月28日(2ヶ月後)  
 と3回開き回を追うごとにかなり褪色が進んでいることが判明したが。今回  
 は製造6ヵ月後で最終の褪色見方会として開かれたもの。

### アスパラガス褪色試験開かん結果

	P-1 (ペール淡)						P-2 (ペール中)							
	No	-	±	+	++	+++	計	No	-	±	+	++	+++	計
製造直後	1		1	8	9	7	25	1			8	9	5	22
	2		1	10	5	2	18	2			2	5	17	24
	3	2	2	12	4		20	3		1	11	6	4	22
	計	2	4	30	18	9	63	計		1	21	20	26	68
6月29日	No	-	±	+	++	+++	計	No	-	±	+	++	+++	計
	1	5	6	9	5		25	1			7	14	2	23
	2	2	12	7	3		24	2	2		11	10		23
	3	4	9	8	3		24	3	1	3	8	6	3	21
7月29日	計	11	27	24	11		73	計	3	3	26	30	5	67

	No.	-	±	+	+	+	計	No.	-	±	+	+	+	計
2ヶ月後 8月28日	1	9	8	3	3		23	1		5	18	2		25
	2	13	4	2			19	2	4	4	10	1	1	20
	3	9	8	8			25	3	15	4	5			24
	計	31	20	13	3		67	計	19	13	33	3	1	69
		P 1							P 2					
	No.	-	±	+	+	+	計	No.	-	±	+	+	+	計
6ヶ月後 12月18日	1	21					21	1	15	6	4			25
	2	23	1				24	2	9	7	4			20
	3	23					23	3	6	12	3			21
	計	67	1				68	計	30	25	11			66

☆

☆

☆

アスパラガス缶詰褪色試験はメーカー側は前年も実施したが、全缶協側は試験結果のデータのみで実際に褪色の状況を目で見てないということから、本年度は農産缶工組、全缶協の立会いのもとに実施してきたもので、P-1（ペールの淡いもの）、P-2（ペールの中程度）とともに予想通りの結果がでた。

現行のJAS検査は十±のペールを20%までは認められており、これをどの線まで緩めるかといった問題である。勿論、販売面を十分考慮に入れなくてはいけないが、通常の流通は平均1カ月後に市場に出回ると見ればよからうということ。要は末端における開缶時の状態かどうかにかゝっている。

農産缶工組の要望は、原料事情、生産の合理化といった面からいつて、新物生産時期に間に合うようにP-1、P-2までの混合率の緩和につき全缶協の意向をまとめてもらいたいということであり、全缶協としては来春に蔬菜部会を開き、この褪色試験開缶結果と実際に見本を開缶して見て結論をだし、この結論を待つて農産缶工組では缶検等に諸手續をとるという方向で進めることになった。

☆ ☆ ☆

アスパラ缶詰の本数表示に関しては、消費者は表示と中味が違うといったことにはうるさく、2～3本も違うと問題となるので。現在行なつてきている本数表示ではクレームがおきかねない。

農林省の指導では「約何本～何本」といった表示にすればよからうとの見解であるが、「約何本」といった表示は当然許されるべき表示であるとの農産缶工組側からの発言もあつた。

### 関係団体報知

#### ※ 銚子缶詰協会の役員異動と事務所変更

銚子缶詰協会では、根本和三郎氏が会長を辞任され、副会長信田孝造氏が会長事務をとることになり、その事務所も下記に変更となつた。

新事務所 銚子市三軒町3 6 信田缶詰㈱内

### 会員消息

#### 〔代表者変更〕

※ 住商フーズ㈱(本社 中央区日本橋本町8～8)では、11月25日開催の定時総会および取締役会において次の異動が行なわれた。

取締役社長 根本 大氏

相談役 阿澄 一三氏

## [人事異動]

※ 野崎産業㈱(本社 中央区日本橋通1~6)では、11月28日開催の定時株主総会並びに取締役会において一部役員の増改選と、常務取締役増員選任を行ない、下記の通り役員が就任した。

取締役社長(代表)	米田繁三氏
専務取締役(代表)	宮坂義一氏
常務取締役	田端信二氏
常務取締役	石井祿次郎氏
常務取締役	須原久男氏
常務取締役	瀬端正雄氏(常務新任)
常務取締役	渡部一氏(常務新任)
取締役	古世子清造氏
取締役	平野武氏
取締役	武田俊夫氏
取締役	松浦滋氏
取締役	中山博氏
取締役	小県栄治氏
取締役	小林市朗氏
監査役	後藤善治郎氏
監査役	加倉井寛氏(新任)

## [支店住所移転]

※ 住商フーズ㈱大阪支店では、12月5日から事務所を別館に移転し、業務を開始した。

新住所 大阪市東区高麗橋5丁目16番地

今井ビル2階 **〒541**

電話番号 (従来通り)

06-(203)-7681(代)

※ 東京丸一商事株北九州事務所は、12月7日より福岡市に移転し、その名称も福岡事務所と改め業務を開始した。

東京丸一商事株式会社 福岡営業所

新住所 福岡市博多駅前2丁目9番28号

(福岡商工会議所ビル6階) **〒812**

電話 092-41-9881~3

電信略号 フクオカカニユウ

(テレックス) マルイチショウジ(723-845)

取引銀行 協和銀行 福岡支店

### 〔本社及び営業所移転〕

※ 寿商事㈱(本社 川内市向田本町16の14)はこのほど本社および川内営業所を下記に移転し業務を開始した。

○ 本 社 川内市向田本町17番14号

電話 ② 7121番 代表

テレックス 7828-03

○ 川内営業所 川内市向田町1060番地1

電話 ② 3251番 代表

## 事務局報知

※ 全缶協1月号(新年号)は、45年12月1日～12月21日までの全缶協の活動を中心に関連記事を掲載致しましたが、22日以降の事業活動に關しましては2月号に掲載致しますのでご諒承下さい。

### 謹賀新年

昭和46年元旦

全国缶詰問屋協会  
役員一同

